

名古屋市公報	令和 2年12月23日 第83号
	名古屋市 中区 三の丸 三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例（健福・総務課）	（第68号） 4
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
	（健福・総務課）（第69号） 5
○ 名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
	（病院・総務課）（第70号） 7
規 則	
○ 名古屋市理容師法施行細則等の一部を改正する規則	
	（健福・総務課）（第130号） 9
告 示	
○ 建築協定への加入	（住都・建築指導課）（第742号） 24
○ 名古屋国際会議場の臨時休場期間の変更について	
	（観光・MICE推進室）（第743号） 25
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	
	（緑土・東山総合公園管理課）（第744号） 26
上 下 水 道 局 告 示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	（第19号） 27
公 告	
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	
	（上下水・営業課） 37
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	
	（上下水・営業課） 38
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	
	（上下水・営業課） 39
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	
	（上下水・営業課） 40
○ 農業委員会総会の開催公告	（農業委員会） 41
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	
	（経済・地域商業課） 42

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例（第68号）

1 改正内容

敬老パスの負担額について、規定を整備します。（第 4条関係）

2 施行期日

(1) 令和 3年 1月 1日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市敬老パス条例の規定は、令和 2年以降の年の合計所得金額について適用し、令和元年（平成31年 1月 1日から令和元年12月31日までの期間をいいます。）以前の年の合計所得金額については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第69号）

1 改正内容

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号）等の一部改正に伴い、保険料の算定方法を改めます。（第19条の 2、附則第19条及び附則第28条関係）

2 施行期日

(1) 令和 3年 1月 1日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、令和 3年度分の保険料から適用し、令和 2年度分以前の保険料については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第70号）

1 改正内容

(1) 名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターを廃止します。（第 2条関係）

(2) 本市の病院事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）の規定の適用を全部適用から一部適用（財務適用）とするため、規定の整備を行います。（第 1条の 2、第 3条、第 4条、第 9条及び第12条か

ら第14条関係)

2 関係条例の整理

名古屋市病院事業基金条例（平成25年名古屋市条例第27号）について、1の改正に伴い、規定の整理を行います。

3 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市理容師法施行細則等の一部を改正する規則（第 130号）

1 改正内容

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日等

(1) 令和 2年12月15日から施行します。

(2) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなします。

(3) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができることとします。

名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第68号

名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例

名古屋市敬老パス条例（平成16年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 2項第 1号イ(ア) 中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加え、同号イ(イ) 中「寡夫」を「ひとり親」に、「125万円」を「135万円」に改め、同項第 2号ア中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加え、同号イ中「125万円」を「135万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3年 1月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市敬老パス条例の規定は、令和 2年以降の年の合計所得金額について適用し、令和元年（平成31年 1月 1日から令和元年12月31日までの期間をいう。）以前の年の合計所得金額については、なお従前の例による。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第69号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第19条の 2第 1項中「第 314条の 2第 2項に規定する金額に地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）」を「第 314条の 2第 2項第 1号に規定する金額（世帯主並びに当該年度の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）第56条の89第 1項に規定する給与所得者等の数（以下「給与所得者等の数」という。）が 2以上の場合にあっては、当該金額に当該給与所得者等の数から 1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に同令」に改め、同条第 2項中「第 314条の 2第 2項に規定する金額」を「第 314条の 2第 2項第 1号に規定する金額（世帯主並びに当該年度の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2以上の場合にあっては、当該金額に当該給与所得者等の数から 1を減じた数に10

万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第19条中「) 」と、」を「 」と、「第56条の89第 1項に規定する給与所得者等の数」とあるのは「附則第18条の 8の規定により読み替えられた同令第56条の89第 1項に規定する給与所得者等の数」と、」に改める。

附則第28条第 1項第 2号を次のように改める。

- (2) 地方税法第 292条第 1項第10号に規定する障害者、同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定するひとり親である場合 92万円

附 則

- 1 この条例は、令和 3年 1月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、令和 3年度分の保険料から適用し、令和 2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第70号

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 1条の 2を削る。

第 2条第 2項の表中

「

名古屋市立東部医療センター	名古屋市千種区若水一丁目 2番23号
名古屋市立西部医療センター	名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 1

を削り、同条第 3項

」

第 1号中「、精神科」を削り、「産婦人科」を「婦人科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改め、「放射線科」の次に「、病理診断科、救急科」を加え、「、歯科」を削り、「病院事業の管理者（以下「管理者」という。）」

を「市長」に改め、同項第 2 号中「1,288 床」を「300 床」に改め、「感染症病床 10 床」を削る。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 4 条中「法第 33 条第 2 項」を「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「管理者」を「市長」に、「市長に提出」を「作成」に改め、同条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 3 号中「管理者」を「市長」に改める。

第 12 条第 1 項中「管理者は」を「市長は」に、「企業管理規程」を「規則」に改め、同条第 2 項中「企業管理規程」を「規則」に、「管理者に」を「市長に」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「管理者は」を「市長は」に改める。

第 13 条第 2 項中「企業管理規程」を「規則」に改め、同条第 3 項中「管理者と」を「市長と」に改める。

第 14 条第 4 号中「管理者」を「市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（名古屋市病院事業基金条例の一部改正）

2 名古屋市病院事業基金条例（平成 25 年名古屋市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 5 条から第 7 条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

名古屋市理容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 130号

名古屋市理容師法施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市理容師法施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市理容師法施行細則（昭和30年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

理容師法第11条第 1項の届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けたことを証する旨	
--	--

(併せて提出する書類)

- 1 付近見取図並びに平面図及び機械器具等の配置図
- 2 理容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 3 管理理容師を置く場合は、その資格を証明する書類
- 4 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(省略できる記載事項及び提出書類)

理容師法第11条第 1項の届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 管理理容師の氏名、住所並びに講習修了証の年月日及び番号
- 2 構造設備の概要
- 3 理容師の氏名及び登録番号、従業者の氏名並びに理容師免許の有無
- 4 理容師に結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その内容
- 5 開設しようとする理容所と同一の場所における美容所の開設（予定）の有無
- 6 5の美容所が現に開設されている場合は、当該美容所の名称
- 7 5の美容所の開設が予定されている場合は、当該美容所の開設予定年月日
- 8 併せて提出する書類 2又は 3に記載する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 5号様式（裏）中

「 1 相続の場合は、被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本
及び相続人の戸籍謄本 」を

「 1 相続の場合は、次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の
戸籍謄本 に

(2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条
第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 」

改める。

（名古屋市美容師法施行細則の一部改正）

第 2条 名古屋市美容師法施行細則（昭和33年名古屋市規則第49号）の一部を
次のように改正する。

第 1号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

美容師法第11条第 1項の届出をした美容所の開設者から当該営業を譲り受けたことを証する旨	
--	--

(併せて提出する書類)

- 1 付近見取図並びに平面図及び機械器具等の配置図
- 2 美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 3 管理美容師を置く場合は、その資格を証明する書類
- 4 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(省略できる記載事項及び提出書類)

美容師法第11条第 1項の届出をした美容所の開設者から当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 管理美容師の氏名、住所並びに講習修了証の年月日及び番号
- 2 構造設備の概要
- 3 美容師の氏名及び登録番号、従業者の氏名並びに美容師免許の有無
- 4 美容師に結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その内容
- 5 開設しようとする美容所と同一の場所における理容所の開設（予定）の有無
- 6 5の理容所が現に開設されている場合は、当該理容所の名称
- 7 5の理容所の開設が予定されている場合は、当該理容所の開設予定年月日
- 8 併せて提出する書類 2又は 3に記載する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 5号様式（裏） 中

「 1 相続の場合は、被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本
及び相続人の戸籍謄本 」 を

「 1 相続の場合は、次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の
戸籍謄本 に

(2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条
第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 」

改める。

（名古屋市クリーニング業法施行細則の一部改正）

第 3条 名古屋市クリーニング業法施行細則（昭和25年名古屋市規則第66号）

の一部を次のように改正する。

第 1号様式（裏） 中「受取り」を「受取」に、

「

開 設 予 定 年 月 日	
---------------	--

 を
」

「

開 設 予 定 年 月 日	
クリーニング業法第 5条第 1項の届出を した営業者から当該 営業を譲り受けたこ とを証する旨	

 に、
」

「 4 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所で、洗濯物の
処理を他管区内のクリーニング所で行う場合は、そのクリーニング を
所が営業していることを確認できる書類 」

「 4 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所で、洗濯物の処理を他管区内のクリーニング所で行う場合は、そのクリーニング所が営業していることを確認できる書類

(省略できる記載事項及び提出書類)

クリーニング業法第 5 条第 1 項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 構造設備の概要
- 2 クリーニング師の氏名、住所、生年月日並びに登録番号及び年月日
- 3 従事者の氏名
- 4 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨並びに洗濯を行うクリーニング所の名称及び所在地
- 5 クリーニング業法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨
- 6 併せて提出する書類 4 に記載する書類

改める。

第 1 号様式の 2 (裏) を次のように改める。

(裏)

クリーニング業法第 5 条第 2 項の届出をした 営業者から当該営業を 譲り受けたことを証す る旨	
---	--

(併せて提出する書類)

- 1 他にクリーニング所を開設しているときは、その営業所の名称、所在地、 従事者数及びクリーニング師の氏名
- 2 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その取次店ごとの名称、業務用 車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリー ニング師の氏名
- 3 洗濯物を処理するクリーニング所が営業していることを確認できる書類

(省略できる記載事項及び提出書類)

クリーニング業法第 5 条第 2 項の届出をした営業者から当該営業を譲り受 けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の 内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 営業区域
- 2 業務用車両の構造の概要
- 3 クリーニング師の氏名、住所、生年月日及び登録番号
- 4 従事者の氏名
- 5 クリーニング業法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物を取り扱わない 無店舗取次店にあつては、その旨
- 6 洗濯物を処理するクリーニング所の名称及び所在地
- 7 併せて提出する書類 3 に記載する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 5号様式（裏）中

「 1 相続の場合は、被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本
及び相続人の戸籍謄本 」を

「 1 相続の場合は、次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の
戸籍謄本 に

(2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条
第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 」

改める。

（名古屋市興行場法施行細則の一部改正）

第 4条 名古屋市興行場法施行細則（昭和35年名古屋市規則第35号）の一部を
次のように改正する。

第 5条中「市長」を「保健所長」に改める。

第 1号様式を次のように改める。

第 1号様式（表）

営 業 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）名古屋市保健所長

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人の場合は、その名称、〕
〔事務所所在地及び代表者の氏名〕

次のとおり、興行場営業の許可を申請します。

興 行 場 の 名 称		
興 行 場 の 所 在 地		電話番号
興 行 場 の 種 別		
管 理 者	住 所	
	氏 名	年 月 日生
衛 生 責 任 者	住 所	
	氏 名	
興行場の構造設備の概要		
入 場 者 定 員		
営 業 開 始 予 定 年 月 日 〔臨時・仮設の場合〕 〔は、その使用期間〕		
興行場営業を譲り受けた こ と を 証 す る 旨		

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 付近見取図（営業施設の所在地を中心とし、半径 200メートルの地域内見取図）
- 2 敷地及び建物配置図、各階平面図並びに立面図（縮尺及び方位を明示したもの）
- 3 観覧席配置図（縮尺を明示したもの）
- 4 空気調和設備の系統図及び平面図
- 5 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(省略できる記載事項及び提出書類)

興行場営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 興行場の電話番号
- 2 興行場の種別
- 3 管理者の住所、氏名及び生年月日
- 4 衛生責任者の住所及び氏名
- 5 興行場の構造設備の概要
- 6 入場者定員
- 7 併せて提出する書類 2（各階平面図を除く。）又は 4に記載する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 4号様式（裏） 中

「 1 相続の場合は、被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本 」を

「 1 相続の場合は、次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本 」に

(2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 」

改める。

（名古屋市旅館業法施行細則の一部改正）

第 5条 名古屋市旅館業法施行細則（昭和34年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第 8条中「すみやかに」を「速やかに」に、「市長」を「保健所長」に改める。

第 1号様式（表） 中

「

営業開始予定年月日	
-----------	--

」を

「

営業開始予定年月日	
旅館業を譲り受けたことを証する旨	

」に

改め、同様式（裏） 中

「 7 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 」を

「 7 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

（省略できる記載事項及び提出書類）

旅館業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付

を省略することができます。

- 1 営業施設の電話番号
- 2 営業の種別
- 3 管理者の住所、氏名及び生年月日
- 4 営業施設が旅館業法施行規則第 5条第 1項に該当するときは、その内容
- 5 営業施設の構造設備の概要
- 6 併せて提出する書類 2（各階平面図を除く。）又は 3から 5までに記載する書類

改める。

第 1号様式の 2（裏）中

「 1 相続の場合は、被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

「 1 相続の場合は、次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

(2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

改める。

（名古屋市公衆浴場法施行細則の一部改正）

第 6条 名古屋市公衆浴場法施行細則（昭和35年名古屋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 9条中「すみやかに」を「速やかに」に、「市長」を「保健所長」に改める。

第 1号様式（表）中

「

営業開始予定年月日	
-----------	--

を

営業開始予定年月日		に
浴場業を譲り受けた ことを証する旨		

改め、同様式（裏）中

「 8 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 」を

「 8 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

（省略できる記載事項及び提出書類）

浴場業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 公衆浴場の電話番号
- 2 公衆浴場の種類
- 3 管理者の住所、氏名及び生年月日
- 4 営業施設の構造設備の概要
- 5 周囲の公衆浴場の名称及びそれとの距離
- 6 併せて提出する書類 2（各階平面図を除く。）又は 3から 6までに記載する書類

改める。

第 4号様式（裏）中

「 1 相続の場合は、被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本 」を

「 1 相続の場合は、次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

(2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

改める。

(名古屋市食品衛生法等施行細則の一部改正)

第 7条 名古屋市食品衛生法等施行細則（昭和31年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 6号様式中

「

営業設備の あ ら ま し	別紙のとおり	営業開始予定日	
------------------	--------	---------	--

を

」

「

営業設備の あ ら ま し	別紙のとおり	営業開始予定日	
営業を譲り受けたことを証する 旨			

に

」

改め、同様式注第 4項中「配置図」の次に「（以下「図面」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、許可営業者から当該営業を譲り受けた者は、図面の内容及び営業設備のあらましの欄に変更がない場合において、図面の添付及び営業設備のあらましの欄の記載を省略することができます。

第 6号様式注に次の 1項を加える。

5 営業を譲り受けた場合は、営業を譲り受けたことを証する旨の欄に営業譲渡の事実を記載し、かつ、営業を譲り受けたことを証する書面（契約書等）の写し等を添えてください。

第 8号様式の 2注第 1号中「又は」を「若しくは」に改め、「の戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和 2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて

提出されている届及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市告示第742号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和2年12月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 建築協定地区の名称

梅森坂第一地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区梅森坂二丁目1306番	令和2年11月19日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第743号

名古屋国際会議場の臨時休場期間の変更について

平成31年名古屋市告示第 228号（名古屋国際会議場の臨時休場）により告示した臨時休場期間を、次のように改正します。

令和 2年12月15日

名古屋市長 河 村 た か し

「平成35年 4月 1日」を「令和 6年 4月 1日」に改め、「平成37年 6月30日」を「令和 8年 6月30日」に改める。

名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E推進室

名古屋市告示第 744号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 2年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 東山公園展望塔

令和 2年12月24日（木）及び同月25日（金）の供用時間について、「午前 9時から午後 9時まで」を「午前 9時から午後 9時30分まで」に変更します。

2 展望塔前駐車場（東山公園）（有料公園施設として使用する場合を除く。）

令和 2年12月24日（木）及び同月25日（金）の供用時間について、「午後 5時から午後 9時30分まで」を「午後 5時から午後10時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市上下水道局告示第19号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和2年12月28日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和3年1月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	江 松 一 丁 目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	富 田 町	千音寺・市場 下屋敷 千音 寺・土坪 榎 津・戌新田 榎津・川田 榎津・西新海 榎津・東新 海	〃	〃
港 区	藤 前 四 丁 目		〃	〃
緑 区	文 久 山		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	諸 の 木 三 丁 目		〃	〃

名 東 区	西 里 町	5 丁 目	〃	名 東 区 山 香 町 名 古 屋 市 上 下 水 道 局 西 山 水 処 理 セ ン タ ー
	豊 が 丘		〃	北 区 米 が 瀬 町 名 古 屋 市 上 下 水 道 局 守 山 水 処 理 セ ン タ ー
天 白 区	福 池 二 丁 目		〃	緑 区 浦 里 五 丁 目 名 古 屋 市 上 下 水 道 局 鳴 海 水 処 理 セ ン タ ー

3 供用を開始する排水施設の位置

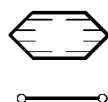
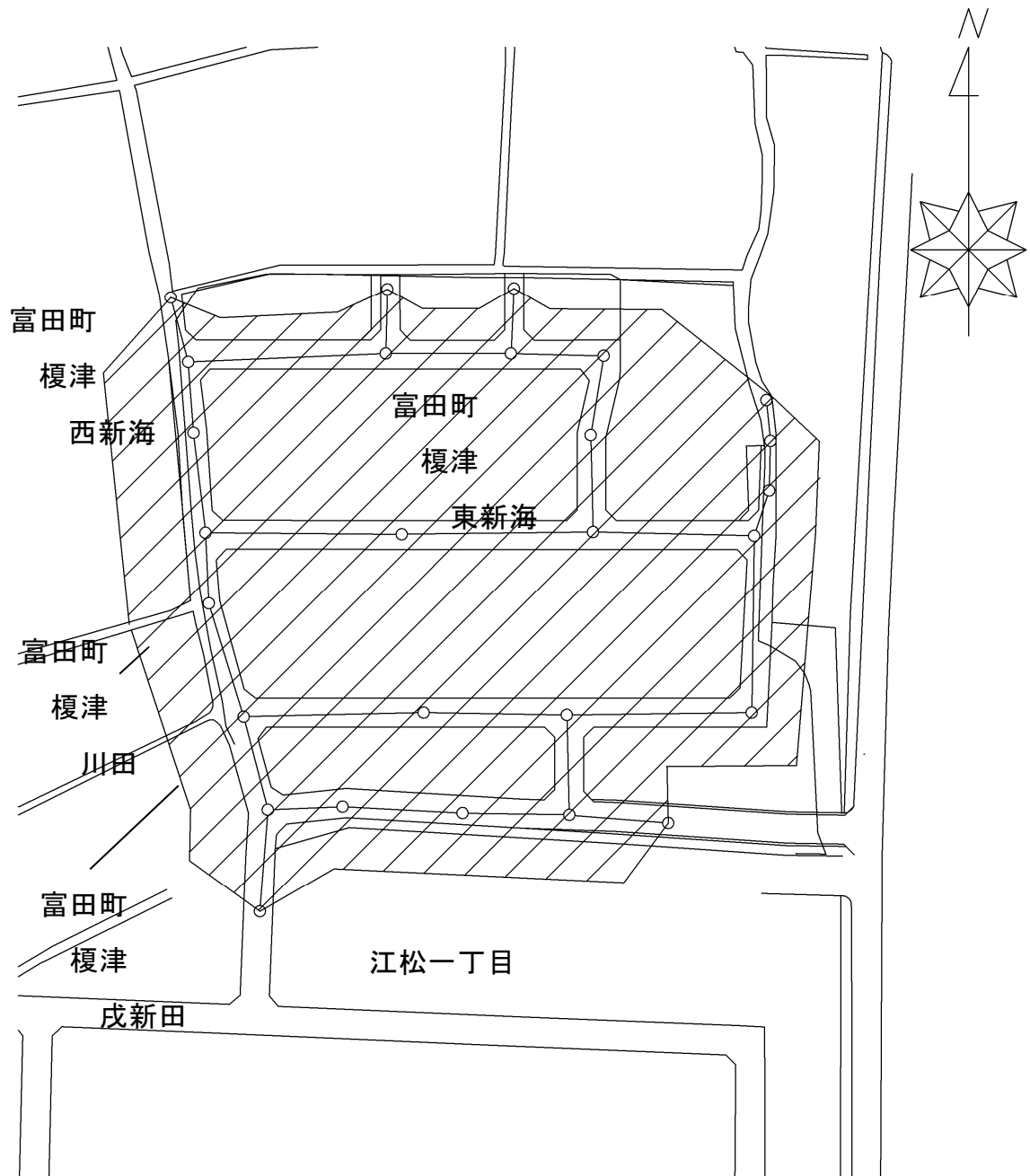
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	中川区
分 流 式	港区 緑区 名東区 天白区

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 1

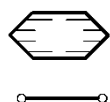
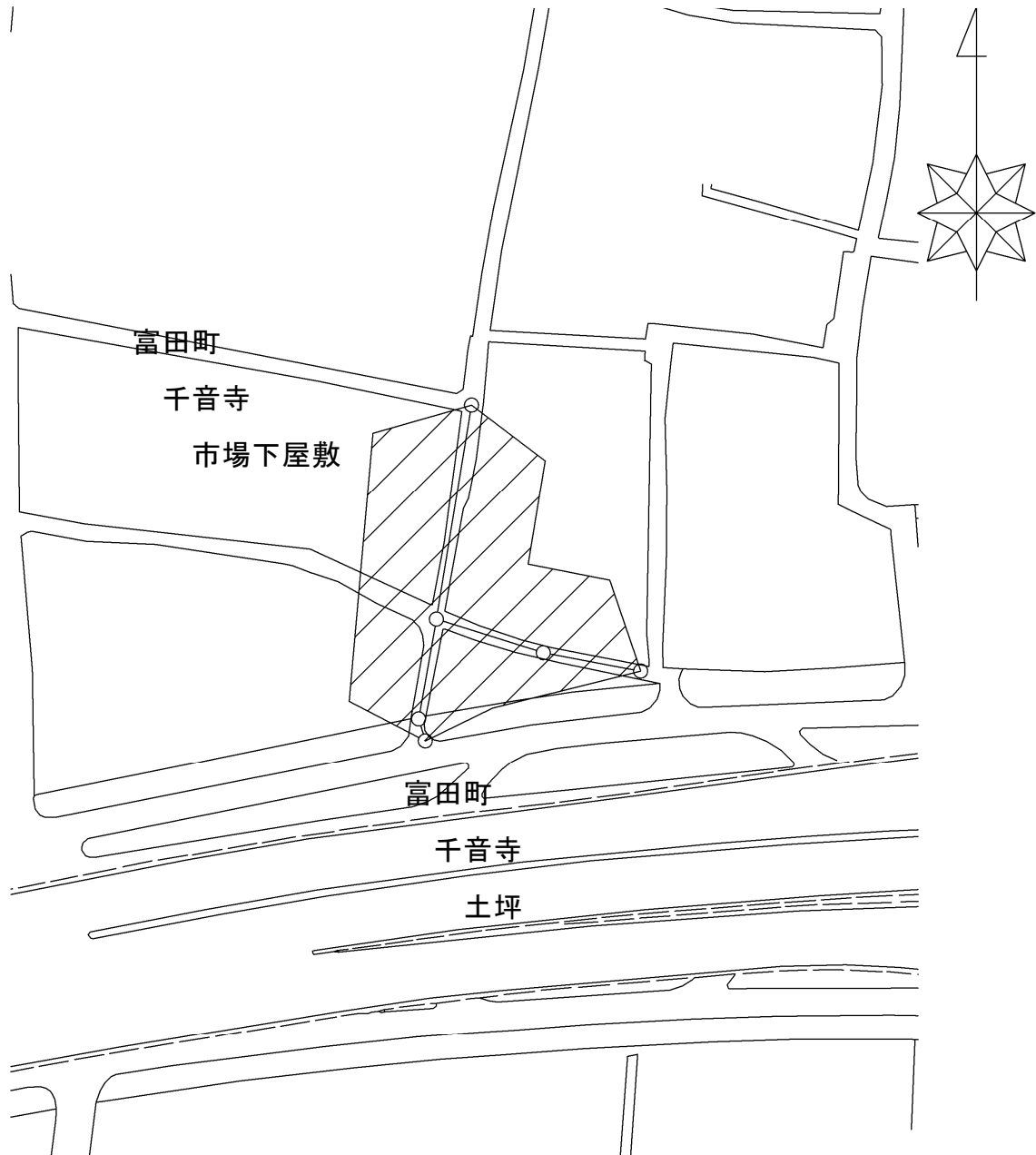


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 2

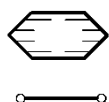
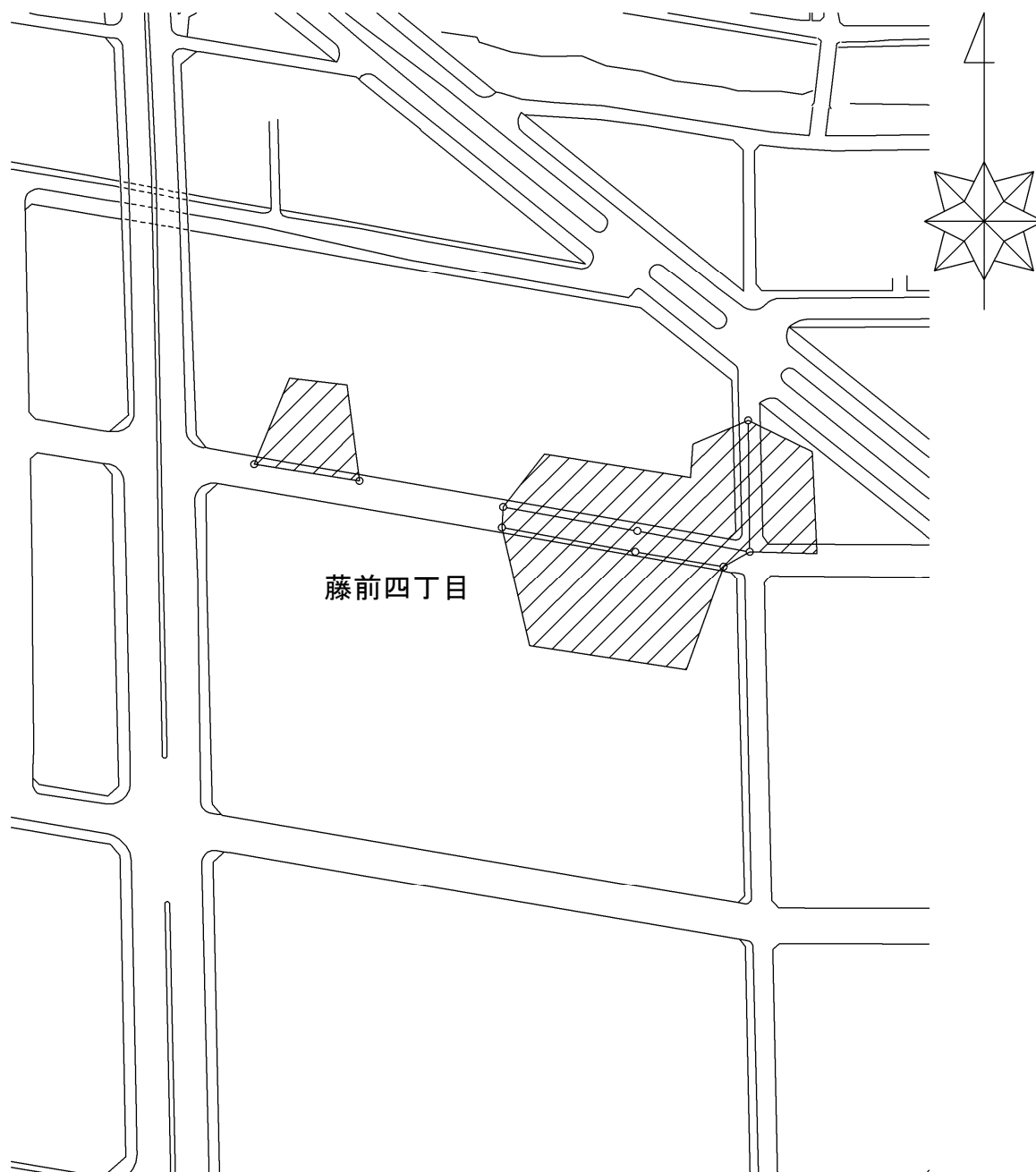


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）

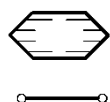
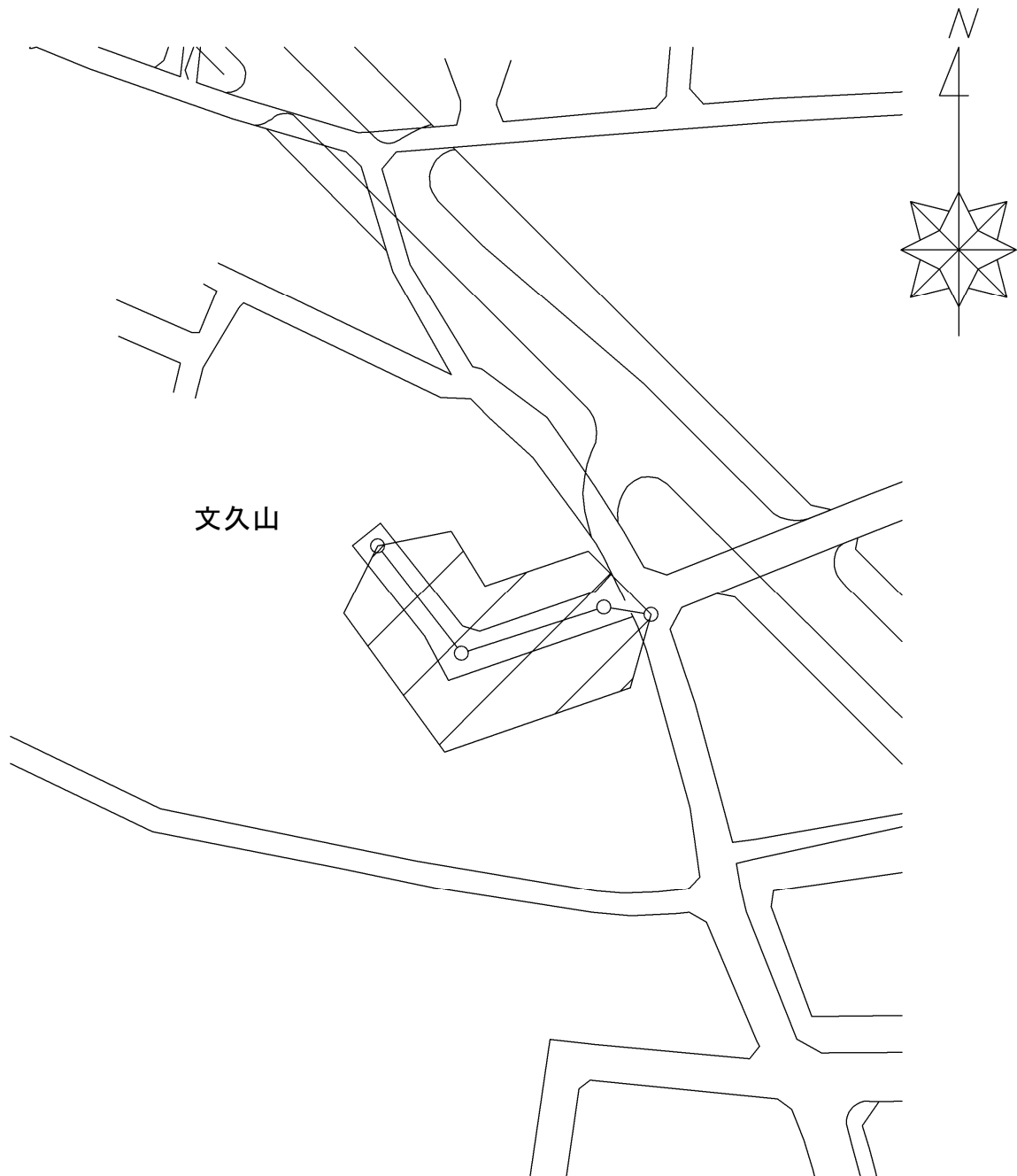


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1

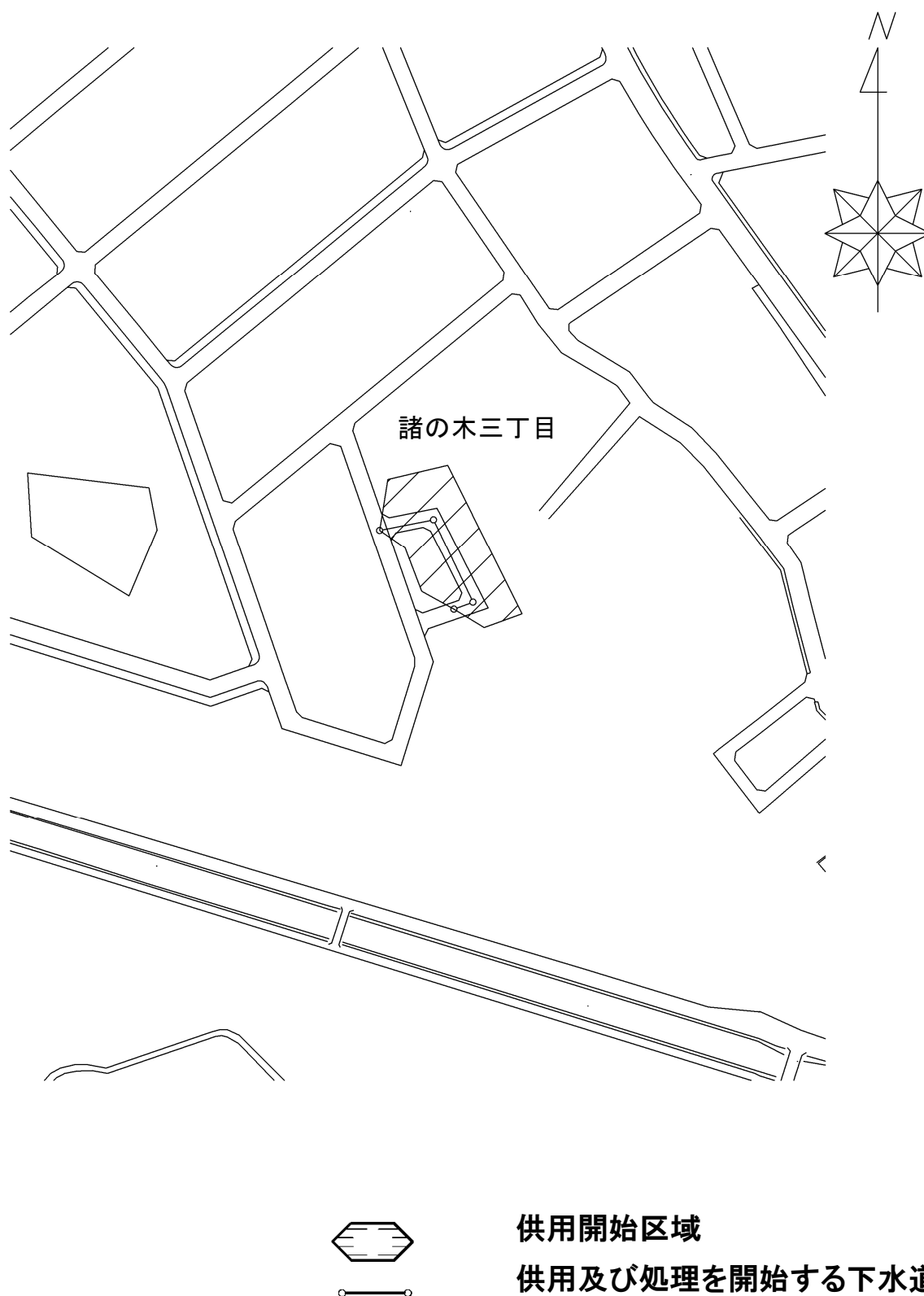


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

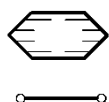
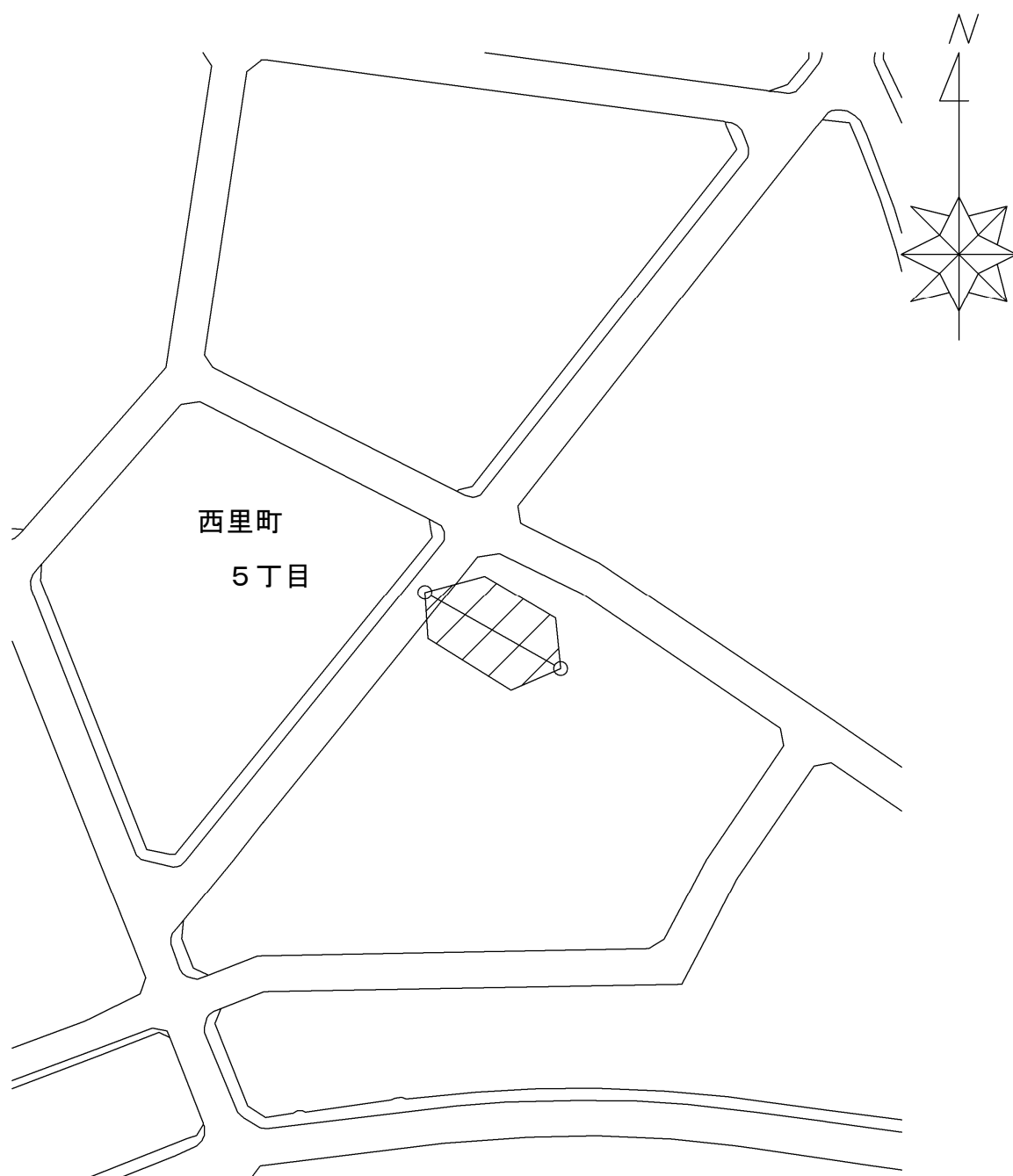
排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 1

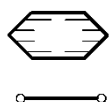


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 2

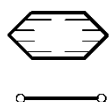
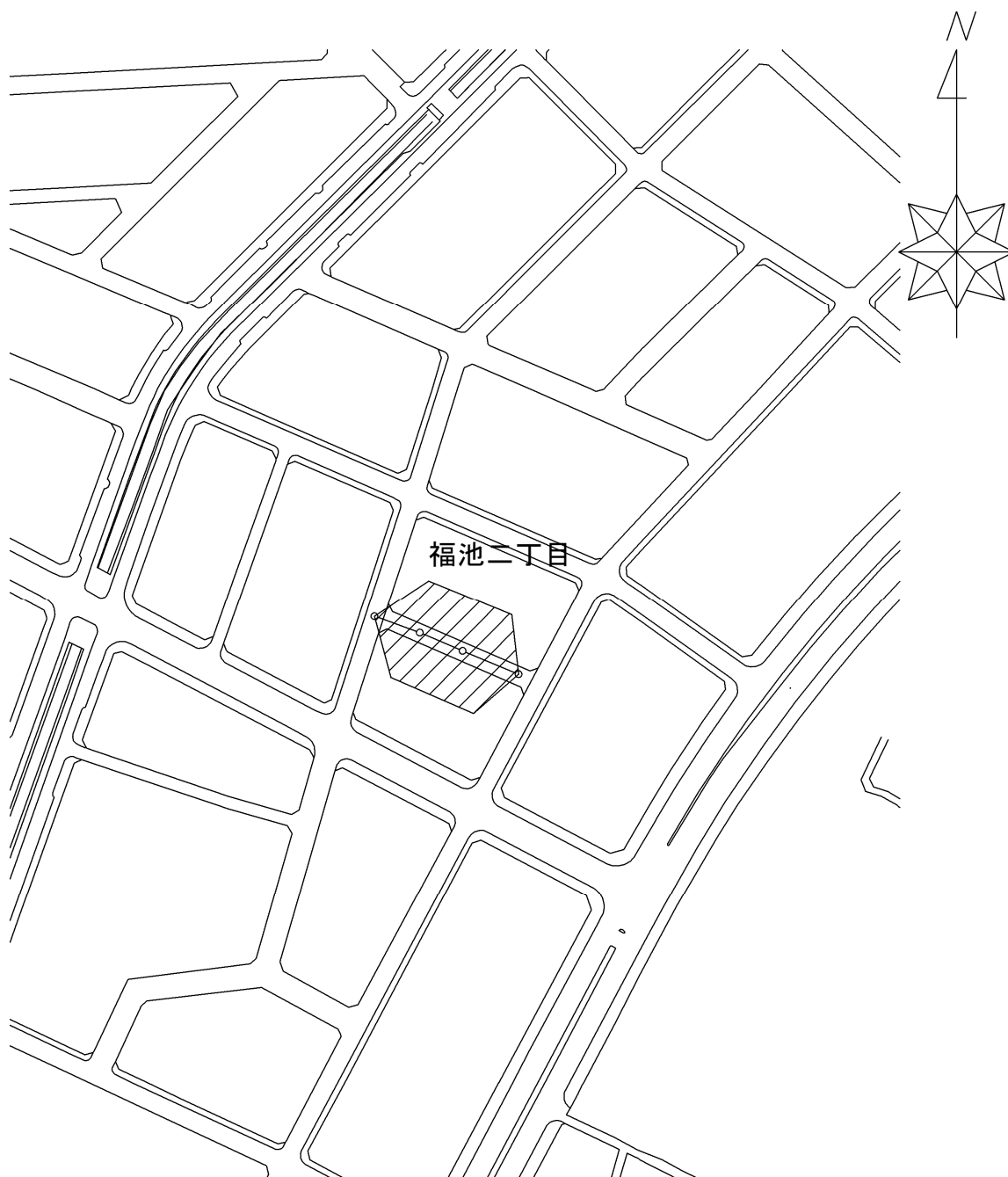


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 2年12月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1498号	(株)ジョイフル設備	丹羽 清	愛知県春日井市西本町一丁目 8番地の 4	令和 2年11月18日
第1500号	(株)L & E	東原 相助	名古屋市昭和区東畑町 1丁目48番地の 1	令和 2年11月18日
第1501号	(株)K U R I A	武田 和宏	愛知県春日井市東野町五丁目22番地 9	令和 2年11月18日
第1502号	いまい設備	今井 英憲	名古屋市名東区本郷三丁目 167番地の 1 エルク本郷 201号	令和 2年11月18日
第1350号	ムラカミ設備工業(株)	村上 洋平	名古屋市中川区吉津四丁目3002番地	令和 2年11月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 2年12月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1088号	竹内工業 (株)	竹内 泰章	愛知県西尾市吉良町 富好新田四縄17番地 2	令和 2年11月16日
第1350号	ムラカミ 設備工業	村上 洋平	名古屋市中川区吉津 四丁目3002番地	令和 2年11月20日
第 564号	山幸設備 工業	山本 倉利	名古屋市中川区東中 島町 7丁目73番地	令和 2年11月25日
第 381号	(有)横山水 道工業所	横山 豊	名古屋市西区枇杷島 三丁目 6番 1号	令和 2年11月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 2年12月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1501号	㈱K U R I A	武田 和宏	愛知県春日井市東野 町五丁目22番地 9	令和 2年11月18日
第1502号	いまい設 備	今井 英憲	名古屋市名東区本郷 三丁目 167番地の 1 エルク本郷 201号	令和 2年11月18日
第1350号	ムラカミ 設備工業 (株)	村上 洋平	名古屋市中川区吉津 四丁目3002番地	令和 2年11月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 2年12月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1088号	竹内工業 (株)	竹内 泰章	愛知県西尾市吉良町 富好新田四縄17番地 2	令和 2年11月16日
第1350号	ムラカミ 設備工業	村上 洋平	名古屋市中川区吉津 四丁目3002番地	令和 2年11月20日
第 564号	山幸設備 工業	山本 倉利	名古屋市中川区東中 島町 7丁目73番地	令和 2年11月25日
第 381号	(有)横山水 道工業所	横山 豊	名古屋市西区枇杷島 三丁目 6番 1号	令和 2年11月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年12月17日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年12月21日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第82号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第83号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第84号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第85号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第86号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第87号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第88号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第89号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第90号議案 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の確認について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス中村店

名古屋市中村区二瀬町26番 3の一部、26番 4、26番 5

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
株式会社NTT西 日本アセット・プ ランニング	代表取締役 松本 順一	大阪府中央区今橋二丁目 5番 8号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
アルビス株式会社	代表取締役 池田 和男	富山県射水市流通センター水戸田三 丁目 4番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3年 8月15日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,827平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

76台

(2) 駐輪場の収容台数

91台

(3) 荷さばき施設の面積

135平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

39.98立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
アルビス株式会社	午前 8時00分	午後 9時50分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
建物南側 平面駐車場	午前 7時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 2年12月14日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中村区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年12月18日から令和 3年 4月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 4月19日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課